

## [事案 24-42] 払済保険への変更請求

・平成 24 年 12 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明義務違反を理由に、払済保険への契約変更を、それが認められなければ既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 17 年 4 月に定期保険特約付終身保険に加入し、平成 23 年 12 月に定期保険の解約と終身保険を払済保険に変更することを保険会社に申し入れたが、その時点での終身保険の積立金では、保険金額 300 万円未満の払済保険となり、最低保険金額の規定に抵触するため、払済保険への変更ができない旨回答があった。しかしながら、最低保険金額が 300 万円であることは、契約申込時には説明されていないことから、主位的に払済保険への変更、予備的に本契約の無効と既払込保険料の返還を求める。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 最低保険金額の制限は、保険集団の維持・管理に必要な範囲内で必要最低限を保険会社の内規にて定めているものであるが、通常の契約者にとって、かかる制限が存在し、その額が 300 万円に設定されているということが、契約締結の判断を左右するものとは考えられないことから、重要事項には該当せず、募集時に必ず説明を行わなければならないというものではない。
- (2) 契約当時、募集人は、申立人が 300 万円を下回るような基本保険金額の減額を予定しているような事情を認識しておらず、本件の具体的事情を前提としても、募集人が申立人に基本保険金額の制限について説明をするべき事情はなかった。
- (3) 本件約款において、「基本保険金額を会社の定める範囲内で指定することを要します。」  
「減額後の基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、この取扱をしません。」  
等と定めており、当然のことながら、かかる基本保険金額についての減額の制限は、本件保険種類の契約者全員に課せられるものであり、この制限を無視して申立人のみの保険契約を払済保険に変更することは、保険契約者を約款に従って平等に取り扱うべき保険会社の基礎的要請に反し、受け入れることができない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

#### 1. 主位的請求について

- (1) 保険契約は附合契約であり、契約内容は約款の規定に従うことになるが、本契約の約款には、「保険契約者は、会社の定めるところにより、将来に向かって基本保険金額を減額

することができます。」と規定され、この減額は無制限ではなく、「会社の定めるところにより」という限定があり、契約者の変更権もこの限定の範囲内に留まる。

(2)このような保険金額の最低限度は、すべての保険に定められるものであり、情勢の変更等によって金額が変動することがあることから、予め決定するのではなく、一定の範囲内であれば、変更することも保険会社の裁量に委ねられている。

(3)申立人は、本契約は自由設計であると謳っているが、契約当時に限度額の制限があることの説明がないことを理由に、限度額を超える保険金額への変更を求めているが、前記のとおり保険契約は附合契約であることから、説明の有無は契約内容には影響を与えないことはなく、申立人のみ約款の規定と異なる取り扱いをすることは、契約者平等の原則に反することから、申立人の主位的請求は認められない。

## 2. 予備的請求について

(1)申立人は、説明義務違反を理由として契約の無効と既払込保険料の返還を求めているが、消費者契約法4条規定の取消権の要件に該当しないことは明らかであることから、募集人の説明不足により、本契約には基本保険金額の減額について最低限度額がないものと錯誤したことによる錯誤無効（民法95条）の主張であると解釈する。

(2)契約が錯誤により無効となるのは、契約の当事者が契約の要素（当該契約者のみならず、一般人においても契約意思を形成するについての重要な事実）について、事実とは異なる認識を抱き、その結果契約を締結した場合に認められる。

(3)一般の契約者は保険契約を継続する前提で契約をするので、将来保険金額を減額することについて、最低金額の定めがあるか否かによって契約意思形成にそれほど影響があるものではない。本契約は、契約期間中に契約者の必要に応じて基本保険金額を変更できることに特色があるが、保険金額の変更の下限が存在すること自体は、契約意思が決定されるような事項とは判断できないことから、申立人において錯誤があるとしても、それは要素の錯誤ではなく、民法95条に基づく契約の無効を主張することはできないため、既払込保険料の返還の請求は認められない。